

宍粟市広報しそ广告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宍粟市有料广告掲載要綱（令和2年宍粟市告示第19号。以下「要綱」という。）に基づき、宍粟市が発行する広報紙（以下「広報しそ」という。）への有料广告（以下「广告」という。）に、民間企業等の广告を掲載する場合における必要事項について定めるものとする。

(广告の仕様及び掲載料等)

第2条 广告の掲載枠数及び位置は、広報しその紙面のうち、6ページ以内の枠数で、広報しそ担当課長が指定する位置とする。

2 要綱第5条に規定する掲載する規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	1号あたりの掲載料		
	1号分から5号分まで	6号分から11号分まで	12号分
1種（縦45mm×横173mm）	20,000円	18,000円	16,000円
2種（縦45mm×横85mm）	14,000円	12,500円	11,000円
3種（縦45mm×横56mm）	10,000円	9,000円	8,000円

3 前項の掲載料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(广告の掲載申込み)

第3条 广告主が广告掲載の申込みを行うときは、要綱に従い、次に掲げる内容を別に定める申込書に記載し、広報しそ担当課長が指定する期日までに申込みものとする。

- (1) 广告掲載申込者の所在地、名称、代表者職氏名及び連絡先
- (2) 广告掲載を希望する期間
- (3) 广告の内容及び仕様

(广告の掲載単位)

第4条 广告の掲載は、1号単位とし、1回の申込みで1号分から12号分までを申し込めるものとする。

2 同一の广告主が申し込める广告は、1号につき1枠限りとする。

(广告の作成)

第5条 广告は、广告主の責任及び負担で作成するものとする。

(广告掲載可否の審査及び決定)

第6条 広報しそ担当課長は、广告掲載の申込みがあったときは、广告内容について審査し、広

告掲載の可否について決定する。

2 広報しそう担当課長は、前項の結果を速やかに広告主に通知するものとする。

(広告内容等の修正)

第7条 広報しそう担当課長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等に違反していることが判明したときは、校了日までに広告主に対して広告の内容等の修正を求めることとする。

(広告掲載の取消し等)

第8条 広報しそう担当課長は、要綱第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他手続きを要することなく、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(2) 広告内容等が、各種法令又はこの要領に違反し、又はそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(3) 前2号に掲げるほか、広告掲載を継続することが適切でないと広報しそう担当課長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を校了の10日前までに取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、別に定める取下げ申出書により広報しそう担当課長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(事故責任)

第10条 広告に関する事故の補償については、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が宍粟市に起因するときは、宍粟市が補償する。

(2) 当該事故が宍粟市に起因しないときは、広告主が補償する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月24日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日以降に掲載を開始する広告物について適用する。